

図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

2020（令和2）年5月14日策定

2020（令和2）年5月26日更新

2021（令和3）年2月26日更新

2021（令和3）年10月19日更新

2022年6月22日更新

2022年12月1日更新

2023年3月1日更新

公益社団法人日本図書館協会

1. はじめに

本ガイドラインは、当初、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（2020（令和2）年3月28日（2021（令和3）年9月28日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020（令和2）年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、図書館における新型コロナウイルス感染拡大の予防対策を実施する際に参考となる基本的事項を整理し作成した。

最初の版は、2020（令和2）年5月14日に公表したが、その後の状況の変化及び専門家等の意見をもとに、図書館特有の事情に基づいて、2020（令和2）年5月26日に内容を更新し、趣旨と使い方について説明を加え、適切に活用できるよう配慮した。

その後、2020年の冬以降の感染拡大の動向を踏まえて、図書館において考慮すべき項目と説明の追記を中心とした更新を再度行った。また、本ガイドラインの趣旨に沿った活用がさらに進むよう、「基本的事項の決定と実施の確認に関するチェックリスト」を作成した。

さらに、2021年の10月には、デルタ株による感染拡大を受けて、感染リスクが高まる「5つの場面」に重点をおいた対策等、感染防止策の徹底を図る更新を行った。

2022年4月8日に、新型コロナウイルス感染症対策分科会から「現在の感染者数増加を契機とした急激な感染拡大を防止し社会経済活動を継続するための緊急メッセージ」が出され、「急激な感染拡大を防止し、教育を含む社会経済活動を継続できるよう」という方向性が示されている。この「感染拡大を防止」しつつ、「社会経済活動を継続する」ことを念頭に必要な更新、また、2022年5月23日に更新された対処方針に基づいた変更を2022年6月に行った。

2022年11月には、2022年9月8日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、『「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととした』とされたことを受け、必要な変更を行った。

2023年3月には、2023年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の見直し等について」及び基本的対処方針の変更により、『着用は個人の判断に委ねることを基本』とするが、『事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。』などの方針が示されたことを受け、ガイドラインの見直しを行った。

今後も、対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家等の知見などを踏まえ、必要に応じて本ガイドラインを適宜更新する。

なお、本協会の「図書館の自由委員会」が、新型コロナウイルス感染症への対応に関する関連情報を、下記のURLのもとに掲載している。

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/657/Default.aspx>

また、内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策のWebページ (<https://corona.go.jp/>) や厚生労働省の新型コロナウイルス感染症のWebページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html) も適宜参照されたい。

各地方自治体からも関連する情報が公開されているのでそちらも参照されたい。

2. 趣旨

本協会が2020（令和2）年4月21日に公表した「緊急事態宣言のもとでの図書館の対応について」の基本的な考え方は次のとおりである。

- まずは人命の尊重を優先し、感染拡大を防ぐ対応を図った上で、こうした状況のもとでも実行できる方法を探り、図書館の役割を可能な限り果たしていくこと。
- 感染拡大の防止のために休館している海外の図書館では、様々な努力をしている事例が確認でき、「休館＝何もしない」では決してないこと。
- 日本の図書館においても、関係者が互いの智慧を共有し、情報交換を密にすることにより、図書館の機能を十二分に発揮して、その存在意義を高める機会としていただきたいこと。

しかし、With コロナに向けての図書館における感染拡大予防については基本的に次のように考えられる。

図書館は書籍等を閲覧したり、学習を行う場などとして活用される公共の場所であり、新型コロナウイルスが利用者や職員の間で伝播する可能性があるため、適切な感染対策が求められる。ただし、他に人が集まる場所と比べると、図書館は会話が頻回に行われる場所ではなく、飛沫やエアロゾルによる感染リスクも高いわけではない。さらに書籍や机、イスなど共有物を介した接触感染のリスクはあるが、基本的な手指衛生が遵守されていれば図書館内で感染が広がる可能性は低い。

以上を考慮すると、新たな知見等に基づいた感染対策を図書館で実施する場合、不必要な会話の禁止、~~会話が生じる場面でのマスク着用~~、多くの人数が利用する際の換気の徹

底、適切なタイミングでの手指消毒などを実施することは必要であるが、それ以外の対策については過剰な対策にならないよう見直していく必要がある。特に会話がほとんど生じない状況において相互の距離が保たれている場合はマスクの着用は不要であり、また、書籍を含めて共用される物品の消毒も不要となるである。

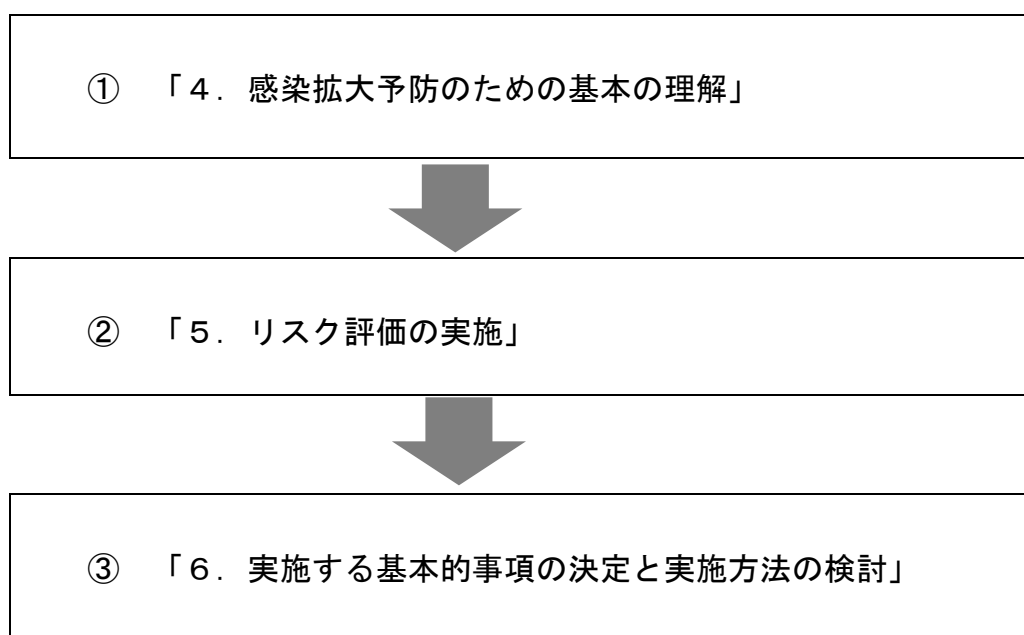
本ガイドラインは、こうした考え方に基づいて、新型コロナウイルス感染症拡大の予防対策のために作成する。

本ガイドラインは、図書館における感染対策の標準的な対策を示したものであり、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するために、図書館を管理する者（以下、「施設管理者」という。）が視野に入れて検討すべき基本的事項を整理している。本ガイドラインに示した基本的事項は、感染予防対策として、すべて実施することを義務づけるものではない。また、基本的事項のすべてが、全国一律に当てはまるものでもない。各図書館は、本ガイドラインに記した基本的事項を実施する必要があるかどうかを、「3. 適用」に記す手順に沿って主体的に判断することが求められ、実際の運用に際しては個々の図書館に見合った対策を実施するため、マニュアル等を作成し運用することが望ましい。

また、本ガイドラインでは、実施の必要性を検討すべき基本的事項とともに、具体的な実施の方法を例示し、また、留意事項を説明している。各図書館は、そうした例示や留意事項を参考にして、適切な方法を用いて、実施することを決定した基本的事項に取り組む必要がある。

3. 適用

本ガイドラインは、おおむね次の手順で活用することを想定している。



施設管理者は、前述した対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドライン

の「4. 感染拡大予防のための基本の理解」に対する理解を深め、各図書館の状況に関する「5. リスク評価の実施」を行う。

その上で、「6. 実施する基本的事項の決定と実施方法の検討」を行う。まず、示されている基本的事項に対して、各図書館におけるリスク評価に基づく実施の必要性を検討する。実施の必要があると判断した基本的事項に関しては、具体的な例示や留意事項を参考にして、各図書館に適した方法を検討した上で実施する。

実施する基本的事項の決定と実施の確認に関しては、別途公表する「基本的事項の決定と実施に関するチェックリスト」を活用することが望ましい。

また、実施にあたっては、資料（図書・新聞・雑誌・視聴覚資料など、以下同様。）の閲覧（視聴を含む）・貸出（以下、「資料利用」という。）、情報提供・相談（以下、「情報サービス」という。）、読書会・おはなし会等の児童向け行事・研究会・鑑賞会・映写会・資料展示会（以下、「読書会等」という。）の開催に関する様態等も考慮した創意工夫を図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大の予防に取り組むとともに、社会基盤としての図書館の役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。

さらに、こうした取り組みを効果的にするためには、図書館職員が知識・技術を十分に獲得し向上させることを目指した研修活動を行うことも必要になる。

4. 感染拡大予防のための基本の理解

施設管理者は、図書館の規模や事業の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該図書館の職員（委託や指定管理者等の職員を含む）やボランティア等、ならびに、出入りする配送業者や発注資料等の納入業者等（以下、「従事者」という。）及び図書館に来館する利用者（以下、「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、最大限の対策を講じるものとする。

基本的な感染対策としては、~~正しいマスクの着用、手指消毒、換気~~、「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう。以下同じ。）の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等が求められる。このほか、~~マスクなしでの会話や「居場所の切り替わり」といった場面でも感染が起きやすいことから、これを避けることなど~~、自分自身が感染することを回避するとともに、他者に感染させないようにするための措置を取り上げている。

「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面については、新型コロナウイルス感染症対策本部の「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日）を参考とする。

また、「接触感染」に関しては、図書館内の設備・備品や資料への接触による感染拡大のリスクを考慮し、各図書館が適切な措置を講じられるよう、関係する事項を取り上げている。

ただし、資料への接触によって手指にウイルスが付着したとしてもそれだけで感染が成立することはあり得ない。ウイルスが付着した手指によって口、鼻、目の粘膜を触ることで感染は起こり得る。この事実を踏まえて、資料の消毒を徹底することよりも資料を触る前後での手指消毒が重要な感染対策と考えられる。

図書館が活動を行う際には、図書館の施設や周囲の環境、設置されている地域の状況等を十分に考慮し、図書館が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応することが求められる。感染防止対策をしながらの開館においては、本ガイドラインに沿って、提供できるサービスの範囲や種類について検討し、提供するサービスの種類や範囲を拡大していくことも考慮する。

また、休館が必要と判断した場合においても、来館することなく受けられるサービスの提供を目指すことが望ましく、従事者の勤務体制を考慮し、感染拡大の予防策を徹底した上で、資料利用に関する様々な検討・工夫を続けるべきである。

5. リスク評価の実施

施設管理者は、感染の状況を把握し、これまでの感染防止策等を適宜見直し、新型コロナウイルスの主な感染経路である①飛沫感染・エアロゾル感染に合わせて、②接触感染についても、図書館の従事者や来館者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を講じる。

また、開館による人の移動や、県域を越える人の移動を想定し、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価について留意する必要がある。

① 飛沫感染・エアロゾル感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で飲食やマスクなしで会話をしたり大声が出やすいかつたりする場面や、「居場所の切り替わり」といった場面がどこにあるかなどを点検する。

~~「居場所の切り替わり」に関しては、執務室から休憩場所等へといった従事者が対象となる場面と、閲覧スペースからロビー等の休憩可能なスペースへといった来館者が対象となる場面の双方を、点検の対象とする。~~

② 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共用する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（書架、サービスカウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、OPACやPCのマウス・キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）に注意する。従事者が使用する執務室、休憩室、洗面所・トイレ等の共用施設と、それらの施設内の備品等に関しても、接触感染のリスク評価を行う。しかし、基本的な手指衛生が遵守されていれば、図書館においては接触感染のリスクは高くはない。

③ 集客施設のリスク評価

緊急事態宣言の発令等による休館から再開する場合には、大規模な来館等が見込まれるか、県域を越えての来館が見込まれるか、人と人の距離が確保できるほどの来館にとどまるか、これまでの実績などを踏まえて、評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏における、感染状況を踏まえてリスク評価を行う。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化する必要があり、減少傾向が見られる場合には、基本的な対策は維持しつつも制限の緩和を検討する。

6. 実施する基本的事項の決定と実施方法の検討

① 感染防止対策として、実施の必要性を判断する基本的事項

○提言に基づく感染拡大の予防策を**徹底実施**すること。

・「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、**「マスクの着用」**、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策を実施する。

○高齢者や基礎疾患のある来館者については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、本人の申し出を踏まえて、より慎重に、徹底したリスク回避の対応策を検討すること。

○図書館は、所蔵する資料（図書・新聞・雑誌・視聴覚資料など）を閲覧に供し、貸し出しするなど、様々な接触機会があるが、基本的な手指衛生が遵守されていれば、図書館内で感染が広がる可能性は低いと考えられる。まずは、来館者の入退館時の手洗い・手指の消毒を徹底する。

※注：日本図書館協会資料保存委員会が、2021（令和3）年3月1日改訂の「図書館資料の取り扱い（新型コロナウイルス感染防止対策）について：人と資料を守るために」を公表し、資料を介した感染拡大を防止するための方策を示している。

<http://www.jla.or.jp/committees/hozon/tabid/96/Default.aspx>

○感染拡大の予防のために、入場者の制限を実施する必要がある場合には、以下のような手段の活用を検討すること。

・入館可能時間、入館可能者数の設定

➢入場整理を行い、入館の順番待ちの列は、人が密集しないよう工夫すること。

・集団での来館の制限等

・入館予約システム・時間制来館者システムの導入

○緊急事態宣言等対象都道府県内にある図書館は、リスク評価の検討の結果を踏まえ、知事からの要請等に留意し、館内外における過密解消、感染拡大の予防に向けて必要な対応を行うこと。

・例えば、閲覧スペースの座席数の制限、より厳しい入館者の人数制限の実施、完全オンライン予約制の導入等を行う。

○「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合に、休館の継続、あるいは、特定の図書館サービスを中止又は延期すること。

- ・図書館が主催する児童向けの行事は、実施する施設が「三つの密」になりやすく、かつ、参加者が大声を出しやすいことから、慎重に検討した上で開催する。
- ・第三者に図書館施設の利用を認めて行われる読書会等の開催については、その主催者に対して十分な対策を求め、対策が十分取られない場合には開催の自粛を促し、かつ、図書館施設の利用を認めない措置も検討する。

② 来館者の安全確保のために、実施の必要性を判断する基本的事項

○施設に関するリスク評価に基づいて、必要に応じて利用の事前予約制や入場制限・時間制限などの措置を行い、「三つの密」を避けるようにすること。

○~~正しいマスク着用を求め、咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底を促すこと。~~

- ~~・正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。~~
- ~~・マスクを持参していない来館者へは、マスクを配布することも検討する。~~
- ~~・十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（不織布マスクを推奨）。正しいマスクの着用法については、例えば厚生労働省 Web ページ「マスクの着用について」を参照のこと。~~
- ~~https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html~~
- ~~・2歳未満の乳幼児には、マスクの着用は奨めない。2歳以上の未就学児については、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。~~
- ~~・障害、疾病、体質等のやむを得ない理由によりマスクの着用が難しい利用者への対応や周囲の理解を促す方策についても留意する。~~
- ~~・ただし、館内においても2m以上を目安に身体的距離を確保でき、会話をほとんど行わない場においては、マスク着用は求めない。~~
- ~~・スペースの機能、換気の状態等を踏まえ、館内のスペースごとにマスク着用の基準を設けることも考えられる。~~
- ・石けんと流水による手洗いを徹底し、また、手洗い場はもとより、入口及び施設内にアルコール手指消毒液を設置する。
- ・手指の消毒には、アルコールを用いる。（以下、手指の消毒液に関する記載において同じ。）
- ・アルコールの手指消毒が難しい利用者への対応についても留意する。

○マスクの着用については、新型コロナウイルス感染症対策本部の「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日）に基づき、着用は個人の判断に委ねることを基本とするが、図書館が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者

又は従事者にマスクの着用を求めることは許容される。

○来館者や従事者の密集や接触などのリスクを避けるために必要な導線を確保すること。

○来館者に、不必要な会話や大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、注意喚起を徹底すること。

・注意喚起は、必要に応じて、来館者の保護者や付添者等の関係者にも働きかける。

~~・マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。~~

○図書館の利用に障害のある人の利用に際しては、障害の種類や特性に配慮しながら、対応方法を調整すること。

・例えば、障害者の介助における特別な配慮、対面朗読サービスの工夫、資料を利用した後の手指消毒の励行等が求められる。

➢図書館の利用に障害のある人を介助する必要がある場合には、正しい必要に応じてマスクの着用を求め、手洗い・手指の消毒を一層徹底するなど、介助者との身体的距離の確保とは別の対策を講じる。車いす利用者を介助する場合にも、同様の対策を講じる。

➢対面朗読の工夫では、広い部屋で十分な換気をしながら行う、対面朗読者と利用者が異なる部屋にいて行う、自宅でのオンライン対面朗読等が考えられる。

○高齢者や図書館の利用に障害のある人への読書支援機器等の貸与物品については、物品の消毒よりも利用前後の利用者の手指の消毒を徹底すること。

・なお、消毒は、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html等を参考に、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム溶液（ただし手袋をして使用し、消毒直後に水拭きをする。）を用いて行う。（以下、物品・施設の消毒液に関する記載において同じ。）

※注：日本図書館協会障害者サービス委員会が、2020（令和2）年6月13日に、「新型コロナウイルス時代の障害者サービスのヒント」を公表（6月17日、一部語句修正）している。

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/koronahinto.html>

○来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、下記の状態である場合は、改善後に来館するよう要請すること。

➢37.5度以上の発熱又は風邪の諸症状があった場合。

➢平熱比+1度超過した場合。

➢息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合。

➢軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合。

- ・来館前に、上記の状態がある場合には、来館そのものを控えるよう、あらかじめ周知する。
- ・来館時に健康状態の確認や検温を行う際には、非接触型の体温計を使用するなど、対応する従事者への感染防止と検温器具の管理等に、十分留意する。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には、該当期間は来館しないよう要請する。

○館内で感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応すること。

- ・速やかに別室へ隔離する。
- ・症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関への搬送を依頼する。
- ・従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じて対応する。
- ・発生した部屋や場所を換気する。
- ・適宜消毒等を行い、必要に応じて保健所への連絡を行う。

○館内でクラスターが発生した場合に、その旨を周知できるよう備えること。

- ・感染者情報の取り扱いについては、「図書館の自由に関する宣言（1979年改訂）」との関係が深いことから、本協会の「図書館の自由委員会」が、下記 URL のもとで公表している関連情報を、併せて参照することが求められる。

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu///tabid/854/Default.aspx#note02>

③ 従事者の安全確保のために、実施の必要性を判断する基本的事項

○~~正しいマスクの着用~~、咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底すること。(6. ② 該当箇所を参照のこと)

○感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従事者に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。

○衣服や身に付けているものを、適宜洗濯・消毒すること。

○従事者に対して普段から検温や健康観察アプリ等による健康記録を促し、下記の状態が記録された場合は、出勤を自粛させるとともに、抗原検査キットによる検査の実施を促す。

➢37.5度以上の発熱又は風邪の諸症状があった場合。

➢平熱比+1度超過した場合。

➢軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合。

息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合には、抗原検査キットによる検査もしくは医療機関の受診を促し、施設管理者は結果の把握に努めること。

なお、使用する抗原検査キットについては、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット（OTC）の承認情報」を確認のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html

○出勤後に少しでも体調が悪い従事者が見出された場合や従事者が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従事者に対して抗原検査キットを活用した検査を行う

等、自治体等図書館設置者が定める方法により、適切な対応を行う。

なお、検査の実施については、厚生労働省の Web ページ「新型コロナウイルス感染症に関する検査について」等を参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00132.html

- 新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨するが、接種の判断は本人の意思を尊重すること。
- 出勤体制等については、時差出勤や出勤者を施設の管理・運営に必要な最小限度の人数による業務のローテーションとするなど調整すること。また、従事者内での感染が拡大した場合の業務継続計画（BCP）を確認する等対策を検討する。
- 事務作業等の場合、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務を積極的に検討すること。
- クラスターの発生が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報を提供すること。
- 会議の開催場所や開催方法等を考慮した上で、会議を開催すること。
 - ・図書館内で開催される会議については、オンライン会議の開催を検討する。
 - ・オンライン開催が難しい場合は、「三つの密」の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、~~正しいマスクの着用~~、開催時間の短縮等、十分な感染予防策を講じた上で開催する。

④ 資料利用及び情報サービスにあたって、実施の必要性を判断する基本的事項

- 本の貸出にあたっては、サービスカウンターの定期的な拭き取り消毒、従事者及び来館者の手指衛生励行など、可能な範囲で限りの接触感染に対する予防策を講じること。
- 来館者と対面で貸出手続等を行う場合、正しい必要に応じてマスク着用と換気の徹底、身体的距離を確保する等により、飛沫感染対策を図ること。
- カウンターの順番待ちでは、人が密集しないよう工夫すること。

⑤ 読書会等の行事の開催にあたって、実施の必要性を判断する基本的事項

- 主催者も参加者も正しく参加者や実施の状況を踏まえてマスクを着用の必要性を検討すること。することを依頼すること。
- 適切な空調設備を活用した常時換気又は定期的な換気を徹底すること。
- 行事の内容や形式により、来館者同士の距離を適切に保ち、人が密集しないように工夫すること。
- 行事に参加する来館者に対して、不必要な会話や大声を出さないよう、注意喚起すること。
- 読書会等の開催に際した飲食物の提供は行わないこと。

⑥ 施設管理に関して、実施の必要性を判断する基本的事項

ア) 館内全般

- 清掃及び共用スペースやウイルスが付着する可能性のある場所の定期的な消毒を可能な範囲での実施を徹底すること。
- 換気徹底による密閉回避と保湿に留意すること。
 - ・窓開けやドアを開ける等による換気や適切な空調設備を活用して十分な換気を行う。
 - ・寒冷な場面では、室温が下がらない範囲で常時または定期的に窓開けする。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫を行う。
 - 必要に応じ、CO₂測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1,000ppm以下(※)を維持することも望ましい。(※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。)なお、CO₂測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
 - HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も検討する。
 - ・乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿することが望ましい。
 - ・マスク着用の判断に資するため、換気状況等について、必要な情報を提供するよう努めること。
- 入館時等に行列が生じる場合、人が密集しないよう工夫すること。
- 他者と共用する物品やドアノブなど手が触れる場所が、最小限になるよう工夫すること。
- 清掃やごみの回収・廃棄作業を終えた後は、手洗い・手指を、必ず消毒すること。
 - ・鼻水・唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛った上で捨てるよう来館者に促す。

イ) サービスカウンター

- 来館者と対面で貸出手続等の作業を行う場合、正しい必要に応じてマスク着用と換気の徹底、身体的距離を確保する等により、飛沫感染対策を図ること。
- サービスカウンターでの順番待ちでは、人が密集しないよう工夫すること。
- サービスカウンターの定期的な拭き取り消毒を行うこと。
 - ・定期的な消毒を実施し、開館前又は閉館後は必ず行う。
- 複写料金等、来館者と従事者との間で金銭等の授受がある場合には、適宜手指の消毒を行うこと。

ウ) ロビー、閲覧スペース、学習スペース

- 座席等の間隔については、マスクの着用及び適切な換気が行われている場合には特に制約を設けない。が、適切な換気を心がけること。
- 対面での飲食や会話をできる限り行わず、また、大声を出さないよう、来館者にはたらきかけること。

○従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗い・手指の消毒を行うこと。

エ) 書架でのブラウジング利用

○来館者に対して、書架でのブラウジング利用前と利用後に、手洗い・手指の消毒の励行を促すこと。

○来館者が密集しないよう、従事者の巡回による声かけや掲示・放送等により注意喚起に努めること。

オ) 蔵書検索性機器、閲覧用パソコン等の設置スペース

○来館者に対して、機器等の利用前と利用後に、手洗い・手指の消毒の励行を促すこと。

○パソコン利用の間隔については、~~マスクの着用及び適切な換気が行われている場合には~~特に制約を設けないが、適切な換気を心がけること。

カ) 洗面所・トイレ

○トイレでの手洗いを徹底する。

○不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ、洗面台の水栓など）は、清拭消毒を行うこと。

○ペーパータオルや個人用タオルを準備すること。

・ハンドドライヤーについては最新のエビデンスに基づき、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、また、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合には、使用を可とする。

○洗面所・トイレの清掃は、可能な限り換気しながら行うこと。

キ) その他の施設

○飲食スペースは、短時間での利用となるよう留意し、感染防止策を徹底した上で利用に供すること。

~~・黙食を原則とし、食事中以外のマスク着用を求める。~~

・飲食スペース以外での飲食は制限する。

~~・できるだけ椅子を間引くこと等、人と人との間隔を十分に空け、真正面の配置を避けて着席するように促す。座席の間隔を1m以上確保できるよう配置する。~~

・人と人との距離を確保できない場合には、必要によりテーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を空気の流れを阻害しないように注意して設置する。

・人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。

・飲食スペースにおいて、飛沫感染やエアロゾル感染のリスクが避けられないと考えられる場合は、使用を中止する。

○従事者の休憩室の換気を徹底し、~~休憩・休息の際はマスクを着用し、~~身体的距離が

確保できるように、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従事者に混雑時間帯の利用回避を周知する、スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫をする。

~~・食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控える~~

- ・共用する物品の定期的な消毒を行い、入退室時には手洗いを徹底する。
- ・リスク評価に基づいて、感染防止策を講じても「三つの密」が避けられない場合は、使用を中止すること。

○車輛を利用する場合にも、~~正しいマスク着用~~、換気徹底をはじめとする上記休憩スペースと同様の対策を行う。

⑦広報・周知に関して、実施の必要性を判断する基本的事項

○来館者及び従事者に対して、以下のことを周知すること。

- 密にならない身体的距離確保の徹底。
- ~~正しい~~マスク着用の**推奨考え方**、咳エチケット、手洗い、手指の消毒の徹底。
- 「コロナいじめ」と称される、新型コロナウイルス感染症を理由とするいじめや差別に関する防止の徹底。
- 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底。

附記

1. 本ガイドラインは、公共図書館に適用することを基本にしている。学校図書館、大学図書館、専門図書館等において、このガイドラインを援用する場合には、それぞれの図書館の種類の特性、役割、固有の環境に十分留意して、慎重に対応する必要がある。
2. 本ガイドラインは、2022年6月22日現在の状況に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年5月23日変更）」を踏まえて改訂を行ったものである。今後、必要に応じてさらに更新する。また、ガイドライン中の特定事項の詳細や事例を示す必要が生じた場合には、迅速に提示するために、本協会のホームページに掲載する。
3. 本ガイドラインは、2022年11月10日現在の状況に基づき、「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡、令和4年3月16日）、令和4年7月22日一部改正）、「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡、令和4年7月22日）、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年9月8日変更）」及び令和4年10月17日付事務連絡「感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの見直し

について（依頼）」（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長）に基づく更新を行ったものである。

4. 2023年3月1日付更新は、2023年2月10日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日）に基づき行うもので、3月13日から適用する。
5. 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが変更された以降は、廃止とする。